

2004 ROAD RACE RULES

付 **6** 則

チャレンジカップ選手権 大会特別規則

1 公 示

チャレンジカップ選手権ロードレースは、全日本選手権を目指す国内ライセンス選手の登竜門として位置付けられ、FIM国際スポーツ憲章に基づいたMFJ国内競技規則とチャレンジカップ選手権レースの共通した項目をまとめた本大会特別規則と各大会の特別規則に基づきMFJ公認の国内格式競技会として開催される。

2 開催種目

- 2-1 参加資格：国際・国内
2-2 クラス：ST600・GP125・GP250・JSB1000（SB/S-NK含む）
※SB/S-NKを混走とする場合、その車両規則は付録1、付録2を適用する。

3 追加のクラス

チャレンジカップ選手権には併催クラスが追加されてもよい。

4 選手権

2004年チャレンジカップ選手権は下記3地域で開催される。

- ・東日本チャレンジカップ（SUGO・筑波・もてぎ）
- ・ウエストチャレンジカップ選手権（鈴鹿・TI）
- ・サウスチャレンジカップ選手権（MINE・オートポリス）

※上記地域については変更される場合がある。ライディング誌にて最終的に公示する。

5 コース

コースはMFJが国内公認したコースとする。開催上限クラスはその施設の公認された上限クラスに限定される。

ショートカットに関する規定は、各主催者発行の特別規則に記載される。

6 大会審査委員会

- 6-1 大会審査委員長は主催者が任命する。
6-2 任命された審査委員長が定時までには会場に到着しない場合は次席のものがこれにあたる。



7 参加定員

参加定員を定める場合がある。

8 出場料およびMFJ共済会掛金

出場料金は主催者によって定められる。MFJ共済会掛金は**3,500円**

9 ピット要員

- 9-1 1 ライダーに対して最大4名のピットクルーが認められる。いずれもピットクルーライセンスが必要であり、エントリー時に申請が必要であり、当日の変更は可能であるが追加は認められない。
- 9-2 ピットエリアではライダー1名について2人のピットクルーが作業出来る。

10 ゼッケンナンバー

ライダーには大会ごとに主催者からゼッケンナンバーが指定される。

- 10-1 国内ライセンスのプレートカラーはクラスごとに下記に定められる。

GP125	黒地に白文字	S-NK	X-Formula	白地に赤文字
GP250	緑地に白文字	NK1		赤地に白文字
スーパーバイク	白地に黒文字	ST600		白地に黒文字
JSB1000	黄地に黒文字			
- 10-2 国際ライセンスのプレートは全日本特別規則(Ⅱ—4・87頁)・21頁のプレートカラーの規定とする。

11 車両の変更

- 11-1 公式予選ではライダーは複数の車両を使用してもよいが、これはそのライダーの名前でスペアマシンとして登録され、車検に合格していることを条件とする。
- 11-2 車検終了後の選手間でのマシンの交換は出来ない。
- 11-3 何らかの理由で、レースが停止されることになった場合、レースの再スタート前にマシンを交換することが出来るが、そのライダーの名前でスペアマシンとして登録され、車検に合格していることを条件とする。
- 11-4 レース停止の場合を除き、マシン交換はレーススタート後トップのライダーが1周するまでとする。

12 公式予選

公式予選は主催者により設定される。(最低時間は設けない)

13 タイムキーピングシステム

主催者の定める大会特別規則にて自動計測装置の取り付けを義務づけられた場合、これに従わなくてはならない。

14 スターティンググリッド

スターティンググリッドの数、配列は各大会の特別規則に示される。

15 賞および得点（ポイント）

- 15-1 賞の詳細については公式通知に示される。
- 15-2 得点は国内競技規則第3章〔㉔公式得点〕（40頁）によって与えられる。
- 15-3 耐久レースの場合、ポイントがそれぞれのライダーに与えられる。ただしチームが3人からなる場合、レースの総距離あるいは総走行時間の20%以上を走ったライダーに得点が与えられる。
- 15-4 国内ライセンスで獲得する昇格ポイントは総合順位によって与えられる。
- 15-5 やむを得ず排気量クラスの混走を行う場合のポイントは、それぞれのクラスの予選出走台数から適用する。
- 15-6 国内ライセンスにて出場し優勝した者は、国際ライセンスに昇格する権利を与えられる（当該年度中であればいつでも可）。

16 主催者の権限

- 16-1 参加申し込みに際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 16-2 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 16-3 ゼッケンナンバー、ピット・ガレージの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 16-4 やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。
- 16-5 すべての参加者、ライダー、ピットクルーおよびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版、ビデオ等に関する権利を有し、この権限を第3者が使用することを許可できる。

17 本規則の施行

本規則は、各競技会の参加申し込み受付日より有効となる。なお本規則に示されていない事項は主催者の発行する大会特別規則および国内競技規則による。
本規則は2004年1月1日より適用される。